

## 宗像市“宗業”者応援補助金 Q&A

### ■ 補助金概要・補助対象者について

#### Q “宗業”者応援補助金とは何ですか。

A 宗像市の地域経済の活性化を図るため、宗像市内で創業される方の経費の一部を補助するものです。

#### Q 補助対象者を教えてください。

A 交付申請時と同年度に宗像市内で以下のいずれかに該当する創業を予定している個人、宗像市内で創業後1年未満の個人または会社が補助対象です。個人事業主については、宗像市内に住所を有する者（同年度内に住所を有する予定である者を含む）である必要があります。

<対象となる場合>

- ・ 事業を営んでいない個人が、個人事業主として宗像市内で新たに事業を開始する場合
- ・ 事業を営んでいない個人が、法人として宗像市内で会社を設立し新たに事業を開始する場合
- ・ 事業開始後5年未満の個人が、宗像市内で会社を設立して1年未満の場合または交付申請時と同年度に宗像市内で会社を設立しようとしている場合（法人成り）

#### Q 特定創業支援等事業はどこで受けることができますか。

A 宗像市商工会で受けることができます。プログラム受講については、事前にお電話で宗像市商工会にご相談下さい。（宗像市商工会 0940-36-2268）

#### Q 特定創業支援等事業を受けなければ、“宗業”者応援補助金を受けることができないのですか。

A 本補助金を受けるためには、国の特定創業支援等事業を受け、宗像市が発行する特定創業支援等事業に係る証明書の交付を受ける必要があります。

#### Q 既に会社を経営している場合、新しく会社を立ち上げる時に“宗業”者応援補助金を受ける事はできますか。

A 新たに設立する会社以外に経営に携わっている会社がある場合や事業承継をする場合は、国の特定創業支援等事業の対象となりません。したがって“宗業”者応援補助金も補助対象外となります。

#### Q 居住地が宗像市内で、宗像市外で創業する場合は対象になりますか。

A 本補助金は宗像市内で創業する方を対象としているため、宗像市外で創業する場合は補助対象外となります。

#### Q 居住地が宗像市外で、宗像市内で創業する場合は対象になりますか。

A 本補助金は、市外に居住する方でも、宗像市内に会社を設立すれば補助対象となります。ただし、個人事業者の場合は、宗像市内に住所を有する、または当該年度内に住所を有する予定があることが要件となります。したがって、居住地が宗像市外で、宗像市に転居の予定がなければ補助対象外となります。

#### Q 一般社団法人を設立する場合は補助対象になりますか。

A 国の特定創業支援等事業については、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を設立する方が補助対象となるため、一般社団法人及び一般財団法人の設立については補助対象外となります。そのため、本補助金についても一般社団法人及び一般財団法人の設立については補助対象外となります。

**Q 個人事業主ですが、法人を設立する場合に利用することは可能ですか。**

A 個人事業の期間が5年を経過せず、法人成りする場合、法人設立後1年以内であれば申請は可能です。

**Q 農林漁業者は補助対象になりますか。**

A 本補助金は商工業者を補助対象としていますので、農林漁業者は補助対象になりません。

**Q 過去に本補助金の交付を受けたことがあります、再度申請することができますか。**

A できません。本補助金の交付は、通常枠・SDGs 推進枠に関わらず1回までです。また、過去に本補助金の交付を受けた場合も、1回交付されたものとみなします。

**■ SDGs 推進枠について**

**Q SDGs 推進枠とは何ですか。**

A SDGs 推進枠とは、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）達成に貢献する取組を行う事業のための申請枠です。SDGs 推進枠で申請された事業は、通常枠の審査項目に加えて、SDGs 達成に貢献するかという審査項目が追加されます。また、通常枠は補助金上限額が30万円ですが、SDGs 推進枠は上限額が40万円です。

**Q SDGs 推進枠は、どのような事業が対象になりますか。**

A 実施する事業そのものがSDGs 達成に貢献するものが対象です。例えば、単に省エネ機器を使う、ごみを減らすといった要素のみでは、SDGs 推進枠の趣旨に合致しません。

**Q 通常枠と SDGs 推進枠の両方に申請することはできますか。**

A 同じ公募回で両方の枠に申請することはできません。

**Q SDGs 推進枠で申請して不採択になった場合、通常枠で再審査されますか。**

A されません。SDGs 推進枠で不採択となった場合は、本補助金のその公募回では不採択となります。

**Q 通常枠で採択された後、次回以降の公募回で SDGs 枠に申請することはできますか。**

A できません。本補助金の交付は、通常枠・SDGs 推進枠に関わらず1回までです。

**Q SDGs 推進枠に応募する場合、補助事業計画書「4 SDGs 達成への貢献」には何を書けばよいのですか。**

A 国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる17の目標（ゴール）の中から、計画している補助事業が貢献する目標（ゴール）の番号と、その目標（ゴール）の達成にどのように貢献するかを具体的に記載してください。

**Q 選択する目標（ゴール）は一つだけですか。複数選択してもよいのですか。**

A 一つだけでも、複数選択も可能ですが、SDGs の推進とは複数の目標（ゴール）が相互に関係するものであるため、複数の目標の達成に貢献するかという点も審査の視点に含まれます。ただし、選択する目標（ゴール）が多いほど審査において有利になるというわけではありません。

**Q 選択する目標（ゴール）は「宗像市 SDGs 未来都市計画」に掲げられているものでなければならないのですか。**

A 選択する目標（ゴール）は同計画に掲げる「2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール」でなくても構いません。ただし、同計画に掲げる目標が含まれているかどうかは審査の視点に含まれます。なお、目標（ゴール）に紐づくターゲットは問いません。事業計画書にも、ターゲットまで記載することは必須ではありません。

## ■ 補助対象経費について

### 【経費全般について】

**Q 自宅兼事務所で創業しようとしているが、申請できますか。**

A 申請は可能です。ただし、備品購入や工事、事務所の賃貸借に係る経費については、自宅用と事業用とで明確に区分できる場合のみ補助対象となります。事前にご相談下さい。

**Q 補助対象期間に発生した経費は、すべて補助対象経費として申請できますか。**

A 補助対象経費は、補助事業に必要な経費であり、補助金の交付決定後に着手（契約・発注）し、補助対象期間中（令和5年3月31日まで）に請求・支払いが完了するものです。交付決定前に着手（契約・発注）した経費や、補助対象期間後に支払った経費は補助対象になりません。

**Q 補助申請時から事業内容や経費の内訳に変更がある場合、変更申請が必要ですか。**

A 補助事業の内容が変更になる場合は、事業計画の変更申請が必要です。必ず事前にご相談ください。変更申請が無いまま補助事業の内容を変更した場合には、補助対象経費として認められなくなる場合があります。

**Q クレジットカード払いのものは補助対象になりますか。**

A 補助対象になります。領収書に加え、クレジットカード利用明細、クレジットカードの銀行からの引き落とし明細の提出が必要です。ただし、補助対象期間中に銀行からの引き落としが完了していないものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

**Q 送料も含めて補助対象経費となりますか。**

A 設置の内容が補助対象となるものについては、送料も含めて対象となります。ただし、運送費の詳細が確認できる書類（運送会社が発行した配送伝票等）が必要な場合があります。

### 【委託費について】

**Q 委託費とはどのようなものですか。**

A 飲食店の試作メニュー開発や、法人の登記に必要な書類作成の委託などです。事業開始後に販売するもの（商品）を製造するための委託費は補助対象外です。

### 【工事費について】

**Q どのような工事が補助対象になりますか。**

A 内外装工事、水道工事、設備工事、電気工事などが補助対象になります。自宅兼事務所の場合は、事業用として明確に区分できるものだけが補助対象となります。

**Q 工事の一部を自分で行うのですが、その材料費は補助対象になりますか。**

A 材料費は補助対象外です。

**Q 自宅の一部を事務所として利用予定ですが、トイレを設置する工事費は補助対象になりますか。**

A 来客があるような業態で開業され、自宅用と分けて、来客者専用で別にトイレを新設される場合は補助対象となります。自宅兼事務所の場合、既存のトイレの改修は補助対象外です。

**【備品購入費について】**

**Q 補助対象外となる備品はありますか。**

A 補助対象経費は、申請した補助事業に必要な不可欠なものか、また専ら使用されるものかという観点で判断します。用途が多岐にわたる汎用品（以下の例を参照）は補助対象外です。

- ・汎用品の例：パソコン、タブレット端末、パソコン等周辺機器（LAN、wi-fi、ルーター、サーバー、web カメラ、ディスプレイなど）、自動車、自転車、家庭用冷蔵庫、カメラ、その他汎用性の高いもの

**Q 備品のリース料やレンタル料は対象になりますか。**

A 補助対象は備品購入費に限っており、リース料・レンタル料は補助対象外です。

**Q テイクアウト専門店を創業しますが、容器や割り箸などは対象になりますか。**

A 紙皿やプラスチック容器、お絞り、割り箸など消耗品は補助対象外です。飲食店の店舗で繰り返し使用する食器などは補助対象となります。

**【広報費について】**

**Q 商品パンフレット作成をデザイナーに委託予定だが、補助対象になりますか。**

A 補助対象になります。広報費は、広報誌などに掲載する費用、チラシ・のぼりの作成費用、自社ホームページ作成費用などを想定しています。

**Q WEB 上の情報サイト（グルメサイトなど）への掲載費用は補助対象になりますか。**

A 交付決定後の契約であり、補助対象期間内に掲載、支払いが完了するものであれば、補助対象となります。

**【事務所等賃貸料について】**

**Q 敷金・礼金は補助対象に含まれますか。**

A 敷金・礼金は補助対象外です。事務所等賃貸料は、家賃、駐車場賃料、共益費、管理費が補助対象です。

**Q 親が所有する物件で、賃貸借契約をして事業を行う予定だが、この賃貸料は補助対象になりますか。**

A 賃貸借契約の賃貸人が、賃借人の配偶者または1親等以内の親族である場合は補助対象外となります。

**Q 家賃は、いつの分が補助対象になりますか。**

A 交付決定後に発生したものであり、補助対象期間の家賃が補助対象となります。前払いの場合、交付決定前に支払った家賃は補助対象外となります。

例：6月分家賃を5月25日に支払い済（毎月25日払い）で、6月1日に交付決定された場合。

⇒6月1日の交付決定時点で支払い済なので、補助対象外となります。

※補助対象期間は3月31日までなので、4月分の家賃を3月25日に支払う場合でも、4月分家賃は補助対象外となります。